

2017年10月4日

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会
座長 桐野 高明 様

構成員 平川 則男

意見書

今回の検討会を所用により欠席いたします。以下のとおり書面にて意見を申し述べます。

記

1. 新たに規制対象となる広告について

○患者本位の医療を推進する観点から、改正医療法第6条の5第1項及び第2項の定めを満たす限りにおいて医療機関のウェブサイトについて広告可能事項を限定しないこととすることは妥当と考える。

なお、動画サイトやSNSを活用した表示等についても適切な規制をかけるべきと考える。

2. 広告禁止事項について

○客観的事実が証明できない事項については、現行の医療広告ガイドラインが禁止している内容が後退することがないように、省令に規定するなどの方法により規制すべきと考える。その他の対応方針案については妥当と考える。

3. 広告可能事項の限定解除の範囲について

○患者本位の医療を推進する観点から、③のうち「治療等のリスク、副作用等に関する事項」については、自由診療に限ることなく保険診療においても情報提供に努めるべきと考える。

以上